

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：埼玉県

農業委員会名：小川町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 763 |
| 自給的農家数 | 465 |
| 販売農家数 | 298 |
| 主業農家数 | 28 |
| 準主業農家数 | 50 |
| 副業的農家数 | 220 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1075 |
| 女性 | 517 |
| 40代以下 | 382 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 55 |
| 基本構想水準到達者 | 14 |
| 認定新規就農者 | 9 |
| 農業参入法人 | 6 |
| 集落営農経営 | 1 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 1 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 247 | 401 | 369 | 32 | 0 | 642 |
| 経営耕地面積 | 174 | 136 | 125 | 11 | 0 | 310 |
| 遊休農地面積 | 19 | 41 | 37 | 4 | 0 | 60 |
| 農地台帳面積 | 329 | 533 | 490 | 43 | 0 | 862 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | |
| 農業委員数 | | | | | | | |
| 認定農業者 | — | | | | | | |
| 女性 | — | | | | | | |
| 40代以下 | — | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 14 | 14 |
| 認定農業者 | — | 8 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | 1 |
| 中立委員 | 0 | 2 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 9 | 9 | 4 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|--------------------|------------|
| 現 状 (令和3年4月現在) | 管内の農地面積 642ha | これまでの集積面積 157ha | 集積率 24% |
| 課 題 | 地域内の分散し錯綜した農地利用、耕作放棄地の増加が農地の効率利用、確保を図る上での課題となっている。担い手が希望する条件に適合する農地が借りられ、経営規模を拡大し、作業効率が上がるようより一層農地の利用集積を図る必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 167 ha (うち新規集積面積 10 ha) |
| | 目標設定の考え方:農地等の利用の最適化の推進に関する指針による。農業委員会は町と連携し当該目標の達成を目指す。 |
| 活動計画 | 5月、10月に回覧やリーフレット等により農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度を周知し、併せて利用権設定等に係る補助制度(単費)の活用を促進を図る。 町外の農地所有者に対して農地活用の意向調査を行い、貸付希望の農地を把握する。担い手への農地の利用集積に向けたあつせん活動を随時実施する。 人・農地プランの推進活動、中間管理事業の推進活動を実施する。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|---------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 | 令和2年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 1 経営体 | 2 経営体 |
| | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0. 0a | 0. 6ha | 1. 5ha |
| 課 題 | 農業次世代人材投資資金制度のおかげもあり新規就農者は毎年数人ずつある。しかし、この新規就農者についてはほとんどの方が町外からであり、耕作地については高齢などの理由によりでてきているが、住居、特に農家用の住居を探すのが困難な状況であるため、町内で新規就農や、営農継続が難しい状況にある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|--------|
| 参入目標数 | 3経営体 | 参入目標面積 | 1. 2ha |
| 活動計画 | 農業委員及び最適化推進委員や研修受入農家から情報収集を行い、町農政担当と連携しながら新規参入推進活動を実施する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和3年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 624ha | 60ha | 10% |
| 課 題 | 農業者の高齢化と後継者不足により新たな遊休農地が発生している中で、発生防止と早期発見に努めることが重要であり速やかな指導および担い手等への集積を行う必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|---|---|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 10 ha | | |
| | 目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地の解消を目指すほか、農地の流動化等により解消を図る。 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 32人 | 9月 | 10月 |
| | 農地の利用状況調査 | 調査方法 | |
| | | 1 農地利用最適化推進委員、農業委員、職員による事前1筆確認の実施。 2 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一齐に実施、遊休農地化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認する。 3 調査区域を4地区に区切り、担当の農地利用最適化推進委員で調査。 4 農地が集団的に利用されている地域等、周辺農地に及ぼす影響の大きい地域を明確にして調査。 5 仮登記農地、農地法第3条の3及び基盤強化法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 11月～12月 | 12月～1月 | |
| その他 | 10a未満の農作業従事者が耕作することが可能な解除条件付き利用権の運用を周知し、遊休農地の発生を防止する。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和3年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 642ha | 0.05ha |
| 課 題 | 資材置き場等に違反転用されており、いまだ全面撤去に至らない。農地の確保・有効利用を図る上での課題。今後も地元住民等との連携の下、重点的は監視活動が必要。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|---------|---|
| 活 動 計 画 | ○埼玉県農林振興センターと対応策を検討する。 ○近隣住民からの通報により現場へ急行、是正指導(随時)、進捗状況確認、立会の実施によるさらなる違反拡大の防止を図る。 ○違反案件については、町税務課、環境農林課、建設課等と情報交換を行い、連携し対応する。 ○リーフレットによる農業者等への周知。 ○相続により農地を取得した所有者について、違反転用に対する意識を啓発する。 ○農地パトロールの実施。(9月) |
|---------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入